

意見招請に関する公示

次のとおり実施要領を作成しましたので、意見を招請します。

2025年 7月30日

独立行政法人国際協力機構
緒方貞子平和開発研究所
分任契約担当役
副所長 亀井 温子

1. 業務名称：2026年度 JICA 市ヶ谷ビルへのガス供給契約（単価契約）
2. 意見の提出方法
 - （1）提出期限： 2025年8月27日（木）正午（必着）
 - （2）提出先： 独立行政法人国際協力機構緒方貞子平和開発研究所総務課
 - （3）提出方法： 電子メール（メールアドレス：dritpl@jica.go.jp）
詳細は「意見招請実施要領」参照
3. その他
「意見招請実施要領」のとおり。

以上

意見招請実施要領

件名：2026年度 JICA 市ヶ谷ビルへのガス供給契約
(単価契約)

2025年7月30日
独立行政法人国際協力機構
緒方貞子平和開発研究所

独立行政法人国際協力機構緒方貞子平和開発研究所では「2026年度 JICA 市ヶ谷ビルへのガス供給契約（単価契約）」について、一般競争入札（最低価格落札方式）により受注先を選定する予定です。

つきましては、現在検討を行っている業務仕様書（案）等を公表し、同案に対する意見を募集することとしましたので、下記要領により業務仕様書（案）等に対するご意見をお寄せください。

1. 意見書の提出先

独立行政法人国際協力機構緒方貞子平和開発研究所総務課

電子メールアドレス：dritpl@jica.go.jp

2. 意見書の提出期限（参考見積の作成に関する質問を含む）

2025年8月27日（水）正午（必着）

3. 意見書の提出方法

当機構ホームページ掲載の様式「質問書」¹に記入のうえ、上記2.の提出期限までに、上記1.の電子メールアドレス宛に、電子データ（Excel形式）でのご提出をお願いいたします。

メール件名：【意見提出】（（法人名）_業務仕様書案

4. ご意見への回答

提出期限までに提出いただいたご意見及び回答については、2025年9月8日（月）までに、以下のサイト上に掲示します。

なお、意見がなかった場合には、掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp>）

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

→「国内拠点等における契約情報一覧（研修委託契約、工事、物品購入、役務等）」

→「各国内拠点（JICA 緒方研究所を含む）における公告・公示情報-工事、物品購入、役務等-（2025年度）」

→「JICA 緒方研究所」

（<https://www.jica.go.jp/about/announce/domestic/koji2025.html>）

¹ 「意見書」の様式については、当機構ホーム

https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html

に掲載された様式のうち、「質問書」（Excel形式）を適宜修正して作成願います。

5. 業務仕様書（案）

1. 件名 2026 年度 JICA 市ヶ谷ビルへのガス供給契約（単価契約）

2. 概要

（1）需要場所

- ① 名称：独立行政法人国際協力機構緒方貞子平和開発研究所
- ② 所在地：東京都新宿区市谷本村町 10-5 JICA 市ヶ谷ビル

（2）ガス設備能力

- ① 厨房器具類（JICA 市ヶ谷ビル内 J' s Cafe（食堂）厨房内）
 - ガス炊飯器（ガス消費量 30.3kW）
 - スチームコンベクションオーブン（ガス消費量 35kW）
 - ガスフライヤー（ガス消費量 17.4kW）
 - ガステーブル（ガス消費量 85.5kW）
 - ガス麺機（ガス消費量 13.9kW）
 - ガスブースター（ガス消費量 28kW）
 - 総合ガス消費量:210.1 kW
- ② ボイラー（地下階）
 - 昭和鉄工製（ガス消費量 312.1kW） 2 台
 - 総合ガス消費量:624.2kW

3. 仕様

（1）供給ガスの概要

- ① ガスの種類 都市ガス 13A（低圧）
- ② 供給熱量
一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）による。
- ③ 対象メーター

型式	ガスメーター社番	使用場所
NS100	689 692 688	屋外

（2）予定ガス使用量

- ① 予定年間ガス使用量 15,249m³
（予定年間ガス使用量とは、契約で定める 1 年間の予定月別使用量の合計値をいう。）

② 予定月別使用量 (m³)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1,052	1,502	1,582	1,520	1,584	1,475	1,527	1,679	1,523	1,661	1,491	1,660

※なお①及び②については見込みであるため、実際の使用量に増減があっても、異議を申し立てないものとする。

4. 供給期間

2026年4月の定例検針日の翌日から2027年4月の定例検針日まで

5. 使用量の測定方法

計量は、毎月1回、一般ガス導管事業者が定める検針日に、一般ガス導管事業者が設置した計量器により行うものとする。

6. 保安

- (1) 供給者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器の調査及び危険発生防止の安全周知を行うものとする。また、ガス工作物の保安責任はガス事業法に定めるところにより、一般ガス導管事業者が負うものとする。ただし、同一構内に供給する他のガス供給者と共用して使用されるガス工作物については、当該供給者と保安業務等の分担について協議を行うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端のバルブとし、詳細については、独立行政法人国際協力機構緒方貞子平和開発研究所(以下「JICA 緒方研究所」という。)と供給者との間で協議の上、確認、決定するものとする。

7. 緊急時の対応

JICA 緒方研究所からガス漏れ等の連絡を受けたときは、一般ガス導管事業者との連絡窓口になるなど、連携・協力すること。

8. 料金

- (1) ガス料金は、原料費調整制度を導入し、公的機関の発表する貿易統計にもとづく直近3ヶ月の平均原料価格と、基準となる原料価格(基準平均原料価格)を比較し、その変動分について、算定期間の最終月から3ヶ月後の検針分に反映し算定するものとする。
- (2) ガス料金の算定方法は、基本料金に加え、あらかじめ定めた基準単位料金に、原料費調整による調整額を加算または減算した従量料金で算定する。なお、従量料金単価は、原料価格により毎月調整するものとし、調整額は、物件の所在地の区域の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。

ガス料金＝基本料金＋従量料金^{注1)}

注1) 従量料金＝単位料金^{注2)} × ガス使用量

注2) 単位料金＝基準単価料金±原料価格変更による調整額

9. 支払い方法

- (1) 算定された当該月分の料金を適法な請求書で速やかに発注者に請求し、適法な請求書を受け取ってから 30 日以内にこれを支払う。
- (2) 請求合計額に小数点以下が発生する場合は、切り捨てとする。

10. その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の間で協議の上、決定する。

以 上